

# 衆議院総務委員会ニュース

平成23.4.21 第177回国会第12号

4月21日(木)、第12回の委員会が開かれました。

- 1 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会内閣提出第56号、参議院送付)  
国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会内閣提出第57号、参議院送付)  
地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第58号、参議院送付)
  - ・片山国土大臣(総務大臣・地域主権推進担当)、逢坂総務大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官及び樋高環境大臣政務官に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・小川淳也君外3名(民主、自民、公明)提出の各案に対する修正案について、提出者坂本哲志君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・各案及び各修正案に対し、塩川鉄也君(共産)が討論を行いました。
  - ・ に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民 反対 - 共産 棄権 - みんな)
  - ・ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな 反対 - 共産)
  - ・ に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民 反対 - 共産 棄権 - みんな)
  - ・ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな 反対 - 共産)
  - ・ に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民 反対 - 共産 棄権 - みんな)
  - ・ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな 反対 - 共産)
  - ・ 及び に対し、古賀敬章君外3名(民主、自民、公明、みんな)から提出された附帯決議案について、西博義君(公明)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、社民、みんな 反対 - 共産)

(質疑者及び主な質疑内容)

## 湯原俊二君(民主)

- ・地域主権改革を進める上で住民参画を促す手立てが必要なのではないかと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・施設の設置管理基準を条例に委任しても、政省令によって定められる条例制定時の基準の内容によっては、地域の自主性、自立性を高める改革が骨抜きになる可能性があると考え、大臣の見解を伺いたい。

## 橘慶一郎君(自民)

- ・地方自治法の一部を改正する法律案(以下「自治法改正法案」という。)による地方自治法の改正や地域主権改

- 革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(以下「整備法案」という。)による義務付け・枠付けの見直しが制度の誤用を招かないようにする措置が講じられていることについて、大臣に確認したい。また、最近、選挙の執行や議会の運営、首長の専決等をめぐって常識を外れた限界的事例が生じていることについて、大臣の所感を伺いたい。
- ・整備法案において、「地域主権改革」という用語は用いられたが、「地域主権」という用語が用いられなかった理由について、大臣の見解を伺いたい。
- ・地方制度調査会については、昨年の衆議院本会議(平成22年5月25日)において官房長官が「廃止を含めて所見の見直しを検討」する旨の答弁をしているのに対し、

一昨日の衆議院総務委員会（平成 23 年 4 月 19 日）において大臣は「廃止の方向に向けて検討しようということは、念頭に」ない旨の答弁をしていることを踏まえ、現在、内閣として、これを廃止することを考えていないことを大臣に確認したい。

### **稲 津 久君（公明）**

- ・ 昨年の参議院総務委員会における参考人質疑（平成 22 年 4 月 16 日）に参考人として出席した大臣（当時慶應義塾大学教授）は、義務付け・枠付けの見直しはほとんど意味がないとの意見陳述を行っているが、この考え方に変わりはないのか、また、国と地方の協議の場に関する法律案（以下「協議の場法案」という。）については反対であるとの意見陳述を行っているが、同法案が通過すれば、協議の結果を尊重しなければならないことを大臣としての立場でどのように考えているのか、大臣に伺いたい。
- ・ 平成 16 年に法律上の根拠なしに設置された国と地方の協議の場について、地方側が厳しい評価を出すに至った理由をどのように認識し、協議の場法案においてその反省をどのように生かそうとしているのか、総務大臣政務官の見解を伺いたい
- ・ 協議の場法案第 8 条において、協議が調った事項については参加者全員に協議結果の尊重義務が課されているが、協議結果をどのように担保しようとしているのか、また、協議が調ったとはどのような状態をいうのか、総務大臣政務官の見解を伺いたい。

### **塩 川 鉄 也君（共産）**

- ・ 整備法案により、保育所の防災基準を条例委任した上で、地方公共団体が条例を定めるに当たっての国が定める基準を「参酌すべき基準」としていることは、安全基準を引き下げることにも可能にする法改正になるだけであると考えるが、厚生労働大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・ 整備法案は、保育所居室の床面積について、一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができることとしており、これは面積基準引下げの方向に作用すると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

### **重 野 安 正君（社民）**

- ・ 整備法案により大都市部の保育所における 1 人当たり居室面積を狭めるなど現在より悪い条件で保育を行うことになる改正をする前に待機児童解消のために必要な数の施設を設置することを検討すべきであると考えますが、厚生労働大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・ 整備法案による義務付け・枠付けの見直しが福祉の現場に与える影響について徹底的に検証しそれに基づく検討を行うべきであると考えますが、大臣の見解を伺いたい。

### **柿 澤 未 途君（みんな）**

- ・ 税金や公金の最も効率的な使用が地方公共団体、地方議会の最高の使命であることを踏まえ、行政経営のプロを活用するシティ・マネージャー制の導入を可能にすることも考えられるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・ 地方財政計画の策定過程に法制化される協議の場がどのように関わっていくことができるのか、大臣の見解を伺いたい。